

保安処分に反対する精神障害者の社会運動の主張

桐原尚之

(立命館大学衣笠総合研究機構)

1974年5月、法制審議会は保安処分新設を定めた改正刑法草案を答申した。これを機に全国各地では、法律家や精神科医、労働組合、精神障害者をはじめとした市民による反対運動がまきおこった。その後、保安処分は対象者の範囲が縮小され、最終的に犯罪をおかした精神障害者の再犯防止に限定された。ある時期を境に保安処分の議論は、精神障害者による犯罪の問題になった。しかし、その精神障害者がなにゆえ保安処分に反対したのかについては、体系的な研究が先送りにされ、当事者不在の歴史を帰結せしめている。本稿では、刑法改正保安処分新設及びその反対運動の歴史記述を通じて、精神障害者の社会運動による反保安処分の主張を明らかにすることを目的とする。一次史料は、行政文書、団体の声明や意見書、刊行物とする。分析対象は、精神障害者の社会運動の主張にかかわる言説である。記述の結果、精神障害者の社会運動は、保安処分を差別の問題と捉えて反対してきたことが明らかになった。当事者不在の歴史によって不可視にされてきた精神障害者の社会運動の主張を明らかにすることができた。

キーワード：保安処分、改正刑法草案、差別、障害学、精神障害者
立命館人間科学研究, No.44, 65-78, 2022.

はじめに

本稿は、刑法改正保安処分新設及びその反対運動の歴史記述を通じて、精神障害者の社会運動による反保安処分の主張を明らかにすることを目的とする。

改正刑法草案は、国会に一度も提出されていない法案でありながら、市販の六法全書に資料として掲載されているなど、その存在は広く知られている。改正刑法草案には、精神障害等で犯罪をおかす恐れのある者の予防拘禁を定めた保安処分新設の規定が存在した。当該規定をめぐっては、日本精神神経学会、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」とする。）、日本労働組合総評議会（1989年解散、以下、「総評」とする。）をはじめとする市民らが反対運動を展開したこ

とが、比較的よく知られている。では、市民らはなにゆえに保安処分新設に反対したのだろうか。反対を受けた側である法務省刑事局は、市民らによる反対の理由を国家権力の増長に対する批判であったと総括している（法務省刑事局1974）。この文章だけ読むと市民らによる保安処分新設反対の理由は、国家権力増長への批判として一様であったかのように捉えられる。しかし、保安処分新設に反対したそれぞれの団体には、それぞれの主張があるはずであり、そのことを確認せずにして批判の全体像を捉えることは難しい。

改正刑法草案の準備過程は、保安処分対象者の範囲が繰り返し変化しており、利害や関心の複雑化を招きやすい状況であった。例えば、「改正刑法仮案（1940）」の段階で存在した「労作処分」——浮浪や労働嫌忌者に対する労働の矯正

——と「予防処分」——一般重大犯罪をおかした者に対する拘禁——は、有識者や市民らの反対によって「刑法改正準備草案（1961）」の段階で削除されている。このように部分修正による対象者の範囲縮小が繰り返えされ、最終的に保安処分の対象者は犯罪をおかした精神障害者の再発防止に限定されていった。喜多加美代（1994）による先行研究では、こうした保安処分対象者としての精神障害者像が保安処分の賛否をめぐる言説とともに変化していく過程を明らかにしている。喜多は、旧刑法学派による責任を負えない者とする言説と新刑法学派による疾病と犯罪を結びつけて治療により犯罪予防していくべきとする言説の軸の交わるところに“責任を認めることのできない危険な存在”として精神障害者の犯罪が問題化したのだと指摘した。なお、喜多の研究では、保安処分対象者である精神障害者がどのような主張をしたのかまでは明らかにされていない。しかし、精神障害者を治療や刑罰の客体と位置付ける側の言説と範囲縮小の末、少数派となり残されるに至った精神障害者の側の言説との差異を確認せずして言説全体の輪郭を明らかにすることは難しいだろう。筆者が知る限り精神障害者がいかなる主張をしたのかを明らかにする研究はほとんどされていない。だが、少なくともある時代からは、刑法改正保安処分の議論全てが精神障害者の生活に直接影響を与え得るものだったわけである。それにもかかわらず、精神障害の当事者不在の歴史が繰り返し引用され、検討が先送りされてきたことは問題がある。

障害者の立場から既存の知を問い直す取り組みとしては障害学がある。障害学とは、長瀬修によると「障害を分析の切り口として確立する学問、思想、知の運動である」とされる（長瀬1999: 11）。本稿は、精神障害者による保安処分反対の主張によって従来の保安処分反対の歴史を捉えなおす点で障害学に位置付けられる。

本稿は、博士学位審査論文「精神障害者の社会運動の歴史」の一部を書き換えて執筆したものである。

I 方法

歴史を記述するための一次史料は、行政文書、団体の声明や意見書、刊行物とする。分析対象は、精神障害者の主張に係る言説である。とはいえ全ての精神障害者の発言を拾い集めて分析することなどできようはずもなく、分析するにあたっては、当事者である精神障害者の範囲を合理的に限定していく必要がある。そこで本稿では、精神障害者による社会運動が発した主張を精神障害者の主張を代表する言説として分析対象にする。精神障害者による社会運動は、精神障害者というアイデンティティに基づく集団の利益を代表しておこなう政治闘争という性格を有しており、精神障害者として発せられたものという点で分析対象として適格である。具体的には、当時唯一の精神障害者団体の全国組織であった全国「精神病」者集団を対象とする。

また、法務省、日弁連、日本精神神経学会をはじめとする他団体の主張との相対化を通じて精神障害者の社会運動の主張を抵抗言説という観点から特徴づけていく。相対化に当たっては、〈する側〉と〈される側〉の違いに着目する。この場合の〈する側〉とは、自らのアイデンティティをプロバイダー側に位置付ける立場のことである。そして、〈される側〉は、保安処分対象者としてのポテンシャルの自覚を伴う立場のことである。基本的には、保安処分の主体は国家であり、客体が保安処分対象者である。しかし、実施体制としては、保安処分の判決を出すのは司法であり、執行機関は行政である。実施体制にかかわるアクターとしては、医師や法律家が想定される。そのため、〈する側〉と〈される側〉の関係は、単純な主体と客体の関係と異なるもので

ある。

Ⅱ 刑法改正保安処分新設及び その反対運動の歴史

1 前史

ここでは、法制審議会に改正刑法草案が答申に至るまでの経緯と、保安処分に反対する動きが醸成される過程を記述していきたい。

1940年4月26日、『刑法並監獄法改正調査委員会総会決議及留保條項（刑法総則及各則未定稿）』、いわゆる改正刑法仮案が公表された。改正刑法仮案には、いわゆる保安処分が規定された。保安処分とは、将来犯罪行為をする危険性がある特定の対象者に対して、刑罰とは別に処分を補充する若しくは犯罪原因を取り除く治療を内容とした処分を与える刑事政策のことである。改正刑法仮案に規定された保安処分は、浮浪や労働嫌忌者に対する労働の矯正をおこなう労作処分と重大犯罪をおかした者に対する拘禁をおこなう予防処分、精神障害者や聾啞者に対する監護処分、アルコールや麻酔剤の嗜癖者に対する矯正処分の4類型であった。この改正刑法仮案を基にして刑法改正準備会が3年半余の審議、研究をおこない、1961年12月に法務省から改正刑法準備草案が公表された。

改正刑法準備草案には、保安処分の章が設けられ、改正刑法仮案に規定されていた保安処分が4類型から犯罪をおかしたが心神喪失等で無罪または不起訴になった精神障害者の再犯防止を目的とした治療処分と、薬物中毒者に薬物使用をやめさせることを目的とした禁絶処分の2類型へと大幅に修正された。そして、1963年5月、法務省の法制審議会に刑法全面改正の諮問が発せられ、同審議会内に小野清一郎を部会長とする刑事法特別部会が設置された。

保安処分の対象者は、範囲縮小が繰り返され、ついには犯罪をおかした精神障害者とアルコー

ルや薬物依存症者へと限定されることになった。このような変遷をたどった刑法改正の議論は、法律家だけではなく精神科医の目にもとまり、日本精神神経学会に専門の研究委員会が設けられて反対の意見書が出されるなどの動きが出てきた。1972年3月に法制審議会刑事法特別部会によって公表された改正刑法草案——附・同説明書では、保安処分の部分がほとんど修正されず、禁絶処分と治療処分の類型もそのまま残されることになった。改正刑法草案——附・同説明書の公表は、この内容で数年後には保安処分を規定した改正刑法草案が法制審議会から答申されることを意味していた。法制審議会の答申を経た草案は、内閣提出法案として国会に送付され、よほどのことがない限りは成立する見込みとなった。そのため、保安処分の成立に危機感を持った日本精神神経学会、日弁連、総評などの団体が大規模な反対運動を展開していった。

このような大規模な反対運動が展開されるなかで、精神障害者の社会運動を作って保安処分に反対しようとする精神障害者があらわれはじめた。名古屋の大野萌子は、1971年の臺弘人体実験告発の新聞記事を読んで告発者である石川清と会談し、そこから広がった人脈で保安処分反対愛知連絡会議をはじめとする保安処分に反対する社会運動との接点を作りあげていった。東京では、精神科病院に入院経験のある精神障害者が「保安処分に患者は団結せよ」と題した投書をおこない、1973年4月に朝日新聞の声欄に掲載された。その後、投書の趣旨に賛同した家族、医療関係者ら30数名が全国から集い、そのうち東京都近隣に住む8名を中心として1973年5月3日に友の会が結成された。三重の高茶屋病院や大阪希望の会では、障害者、医療従事者、市民が集う保安処分学習会がもたれた。このころ、保安処分に反対する精神障害者の全国組織を結成するための準備が進められた。

1974年3月13日、保安処分に反対する全国

の障害者、医療従事者、法律家、労働組合、市民が集って刑法改正・保安処分に反対する百人委員会が結成された。大野は、精神障害者の立場で刑法改正・保安処分に反対する百人委員会の幹事を務めた。また、保安処分に反対するために集まった精神障害者は、刑法改正・保安処分に反対する百人委員会から紹介を受けて精神障害者の全国組織結成準備の議論に加わった。1974年5月21日、第1回全国患者集会が東京において開催され、その場で全国「精神病」者集団が結成された。集会決議には、「刑法改正——保安処分絶対反対!!」が掲げられ、結成時から保安処分に反対する立場を表明した（全国「精神病」者集団 1977: 2）。全国「精神病」者集団は、近隣で開催されていた日本精神神経学会総会の会場に入っていく、刑法改正保安処分新設に反対するアピール行動をおこなった（岩樹 1975: 57）。

2 改正刑法草案の答申

ここでは、改正刑法草案の答申直後の歴史を記述していく。反対運動をよそにして法制審議会は、1974年5月29日に①刑法に全面的改正を加える必要があること、②改正の要綱は法制審議会の決定した改正刑法草案によることとする決定をおこない、これを法務大臣に答申した。改正刑法草案の第1編第15章（第97条以降）には、治療処分と禁絶処分の2種類の保安処分が規定された。法務省は、改正刑法草案保安処分について「精神障害とかアルコール中毒などが原因となって殺人や放火のような一定の重い犯罪を実際に行い、しかもこのような犯罪を再び犯すおそれがある人たちを、刑務所ではなく病院に類似した特別の施設に収容し、そこで犯罪の原因となった精神障害とかアルコール中毒などを治療して、再びそれが原因で犯罪に陥ることがないようにしようとするもの」と説明した（法務省刑事局 1974: 74）。同省による保安処

分が必要とされる立法事実は、心神喪失で無罪放免になるか心神耗弱で軽い刑罰をうけて、かつ精神疾患や依存症といった疾病を原因として犯罪行為を繰り返す者がいることが挙げられた。こうした場合は、精神衛生法の措置入院では対応できず、そのために「危険な精神障害者が野放しにされているとか、酔っ払い天国であると」世論から非難を受けるのだとした（法務省刑事局 1974: 75）。

日弁連は、法制審議会による改正刑法草案の答申に対して、同年5月29日付で「刑法全面『改正』に関する声明」を発表し、反対の意思を表明した。当該声明には、改正刑法草案に対して強権的な処罰万能の重罰主義であり、国民の広範な権利と自由に対する全般的な抑圧を強化するものとする反対意見が述べられ、次いで刑法全面改正作業は国民の意思を十分に反映したものでなければならぬとして立法過程における手続きの問題が指摘された（日本弁護士連合会 1974）。

他方、日本精神神経学会の平井富雄理事長は、1974年5月29日、「法制審議会が保安処分（案）を最終的に採択・決定しようとしている日に際して」と題した談話を発表した。この談話では、「世の中には、確かに犯罪をおかす一部の精神障害者もおりますが、こういう人達を含めて、精神障害者については、まずなによりも医療が優先しなければならないのであります」として、精神障害者を医療の対象であると位置づけた（日本精神神経学会 1974: 453）。その上で「精神障害者の一部を刑法の対象とし、治安的観点からこれを隔離・拘禁するということは、精神医療の本旨にもとるものであり、これによって精神障害者が医療をますます避けるようになるという意味においてもいけないものであるといえます」と主張した（日本精神神経学会 1974: 453）。日本精神神経学会が保安処分と精神医療の本旨が相反する理由については、1975年8月に出さ

れた「保安処分制度新設に反対する意見書（その2）」において初めて明らかにされた。その内容は、医療が患者の利益を目的とした患者への介入であるのに対して、治安は社会の利益、社会の防衛を目的とした患者への介入であるため「精神医学・医療が、かかる目標のためにみずからの診断法・治療法を供することは、精神医学・医療の本質を失わしめ（ママ）、これを刑事政策の具へとおとしめることに他ならず、決して行なわれるべきことではない」というものであった（日本精神神経学会理事会・保安処分に反対する委員会 1975: 688）。

当時、全国「精神病」者集団が発行した一次史料は採集できていないが、全国「精神病」者集団の一員である友の会の文献からは、精神障害者が保安処分に反対する動機の記述を確認することができる。山田顕一は、保安処分の趣旨において精神障害者が一般市民の生活を脅かす外敵のように描かれていることを問題にしている。そして、精神障害者になる可能性は、誰しもが有しているにもかかわらず、これを真に受けた一般市民が保安処分を推進していくのは精神障害者を危険とみる差別意識があるからだとして主張した（山田 1974）。

3 公聴会開催から国会上程断念まで

大規模な反対運動を受けて、1976年6月11日に法務省は、批判の強い部分について手直しを加えた「刑法の全面改正について」という中間報告を発表した。同中間報告には、「最終的な政府案の作成に当っては、今後における各界からの意見及び批判を十分に考慮する」との一文が書き込まれた。この一文に基づく考慮の一環として法務省は、全国8か所での刑法改正について意見を聴く会という公聴会の開催を決め、1977年度中に完了させることとした。また、保安処分への反対意見をうけて法務省は、改正刑法草案を修正した「改正刑法代案」と従来の「改

正刑法草案」の2つの案を示し、公聴会の場においてどちらの案が適当であるかを諮ることにした。公聴会の目的は、有識者や国民の声を聴くためのものとされたが、その運営方法は、傍聴不可、報道不可、議事録非公開であったため、秘密公聴会であるという批判が集まった。

日弁連は、1977年2月4日に法務省に対して「申入書」を出し、「実施については、一般市民の傍聴を禁止するばかりではなく、報道機関にさえもその門を閉ざしたうえ、記録・公表も考慮されていない」と公開性を問題にしたうえで、国民各層・各分野を代表すべき参加者の数を増やすことと、議事を公開し、記録も作成、公開して、さらに国民の意見を聴くための資料とすることの2点を求めた（日本弁護士連合会刑法「改正」阻止実行委員会 1978: 6）。これを受けて法務省は、弁護士会が推薦した弁護士を公聴会に出席させることを認めた。

1977年2月25日、仙台高等検察庁会議室において1回目の公聴会が開催された。傍聴は、報道関係者による開始後の写真撮影のみで、一般傍聴は認められなかった。公聴会に出席した弁護士は、罪刑法定主義を壊すこと、重罰化であること、労働組合や宗教に対する弾圧となりうることを理由に刑法改正保安処分新設に反対の立場を示した。法務省の人選で出席した裁判官や検察官、有識者からは次々と賛成意見が出された。質疑の時間が設けられなかったため、討論により双方の主張の争点が明らかにされることはなかった。議事録も作成されなかった（日本弁護士連合会刑法「改正」阻止実行委員会 1978）。このような公聴会のもち方は、法務省に対する不信感を強める結果になっていった。そして、開催地の会場付近では、公聴会粉碎闘争と呼ばれる数百人規模のデモがおこなわれるようになっていった。全国「精神病」者集団は、公聴会粉碎闘争に参加し、会場付近で当事者の立場から反対意見を発信していった（桐

原他 2013)。同年4月15日に札幌で開催された公聴会では、公聴会終了後に法務省が記者会見をおこない、改正賛成12名、反対5名、慎重1名であったと発表した。ところが、札幌弁護士会の馬杉栄一は、賛成9名、反対7名、慎重2名であったはずだと意見表明をおこなった（日本弁護士連合会刑法「改正」阻止実行委員会1978）。このことは、公聴会が非公開であることへの不信感を一層強める結果となった。

同年6月23日に開催された福岡公聴会では、全国「精神病」者集団の連絡会議にも参加していた精神障害者と呼ばれる人とともに歩む会（通称「福岡わらびの会」）の代表世話人である山川康人が出席を予定していた。だが、当日になって山川は抗議のために欠席をした。その際、声明書を発表し、公開をせず、賛成多数となるように構成されているような会では、発言の自由は保障されていないと主張した。山川の欠席以降、同年6月29日に開催された名古屋公聴会でも出席予定の9名が当日になって抗議のための欠席をした（日本弁護士連合会刑法「改正」阻止実行委員会1978）。同年11月13日、全国「精神病」者集団は第3回全国精神障害者総決起集会を開催し、その場で「刑法改『正』—保安処分法制化策動及びエセ公聴会—『意見を聴く会』粉砕！」を題する公聴会に向けた抗議糾弾書が公表された。同抗議糾弾書の中では、「『精神障害者』即ち危険な人間、社会生活不適格者という極めて差別的な人物規定によって成り立っている」、「現行『精神衛生法』体制下でさえ、『病苦の上に偏見・差別・抑圧に苦悩する『精神障害者』への差別の立法化を徹底させるものである」と保安処分反対の主張がまとめられた。また、刑法改正について意見を聴く会に対しては、「国会日程へのアリバイづくり」であるとして、「エセ『公聴会』強行を断固、抗議糾弾」するとした（全国「精神病」者集団1977: 19）。

その後、開催が決まっていた大阪公聴会と東

京公聴会の開催を阻止するための大規模なデモが組織されていった。これによって法務省は、大阪公聴会と東京公聴会の開催が不能であると判断した。そして、改正刑法草案の国会日程は、見送られることになった。

4 刑法改正議論の再燃

反対運動によって改正刑法草案は、国会日程を見送られたわけだが、1980年に再び国会日程に向けた動きがでてくることとなった。1980年8月19日、東京都の新宿駅西口バスターミナルにおいて路線バスの車両が放火される事件が発生し、6人が死亡、14人が重軽傷を負う事態になった。この新宿西口バス放火事件で被疑者として逮捕された丸山博文には、精神病院への入院歴があった。事件後は、その事実がセンセーショナルに報道された。奥野誠亮法務大臣（当時）は、同年8月26日の閣議において「現行刑法は精神障害者やその疑いのある犯罪者への対処が不十分」「こうした人に対する保安処分を含む刑法全面改正を急ぐ必要がある」と保安処分の新設に向けた議論を進める旨の発言をした（全国「精神病」者集団1980）。これによって1977年から事実上中断している状態にあった刑法改正作業が再び進められることになった。

1980年8月28日、奥野法務大臣は谷川八朗日弁連会長と会談をおこない、日弁連に意見交換を求めていく姿勢をあきらかにした。日本精神神経学会は、同年8月27日に「声明」を公表し、保安処分に対して危険性の科学的な予測はそもそも不可能であり、このような予測に基づく拘禁は必ず予測の拡大をもたらすこと、犯罪防止効果は期待できないことを挙げて反対した（日本精神神経学会1980）。1981年2月28日、日本精神神経学会は保安処分に反対してきた8団体の参加を得た「保安処分に反対する精神医療従事者協議会」の名前で「声明」を公表し、精神障害者の排除がときに精神障害者を犯罪に

走らせてきたため、重要なのは今日精神障害者の人権を抑圧するような多くの問題をかかえた精神医療と社会の現状の改革であるとの立場を示した（日本精神神経学会 1981a: 261）。

1981年1月、法務省によって保安処分新設を軸とする刑法改正作業の再開が方針として打ち出され、日弁連は、同年5月16日に法務省との意見交換会に応じることを正式に決定した。それに対して全国「精神病」者集団は、日弁連に対して同年7月16日に「抗議要望書」を出し、日弁連が法務省と意見交換会をすると決定したことへの抗議と撤回を求める意見を表明した。その理由は、法務省の意向に強く支配されて進行する危険をはらんでおり、反対運動の分断を狙う法務省に利するばかりか、反対運動にとって大きなマイナスになるというものであった（全国「精神病」者集団事務局 1981）。同年7月25日、法務省と日弁連による第1回刑法問題意見交換会が法曹会館で開催された。ここでは、意見交換の進め方と双方提出の議題に基づき第2回のテーマが決められた。全国「精神病」者集団や刑法改正・保安処分に反対する百人委員会を中心に刑法意見交換会紛争闘争実行委員会が結成された。第1回刑法問題意見交換会の当日には120名が集り、集会と日比谷公園でのデモがおこなわれた。

同年7月28日、法務省は保安処分新設を含む刑法改正の国会上程に向けて準備を進める方針を正式に決定した。これに対して日弁連刑法「改正」阻止実行委員会は、保安処分新設案への対案として同年8月31日付で「精神医療の抜本的改善について（要綱案）」（以下、「日弁連要綱案」とする。）を発表した。日弁連要綱案には、精神障害者の初犯の防止を刑事政策の対象にすることはできないとして反対するとともに、精神医療の充実によって解決されるべき問題であるとする日弁連の立場が記された。刑事政策の機能は、事件が発生しない限り動き出せないもので

あり、保安処分も等しく初犯の防止を守備範囲とはしていない。このことを刑事政策の限界と位置付けた上で精神障害者による犯罪を精神医療と福祉の問題であると位置づけた。そして、医療と福祉による治療効果こそ、精神障害者と犯罪にあたる行為との結びつきを断ち切っていく最大の防止策であるとし、精神医療こそが初犯を防止でき、再犯防止についても刑事政策による対応より効果的な対応が可能となるのだとした。日弁連要綱案の後半部分では、刑法改正によらなくても精神障害者の犯罪を防止できるとの立場が示され、精神医療の充実を目的とした精神衛生法改正が提言された（日本弁護士連合会 1981a）。

日弁連要綱案に対して全国「精神病」者集団は、同年9月7日付で「声明」を出し、人権の擁護を社会的使命とする弁護士が、その使命を自らで放棄し、日弁連要綱案を保安処分の対案としたことは決して許すことはできないとする意見を表明した。全国「精神病」者集団が着目したのは、日弁連要綱案が改正刑法草案への対案として、精神衛生法による精神障害者の治安政策の拡大と強化を計ろうとしている点と、危険な精神障害者とそうでない精神障害者とを区別して論じている点であった。「声明」では、保安処分が精神障害者を犯罪素因者と決めつける誤った前提の上に立っているため、否定するという立場が示された。そして、日弁連要綱案はその誤った前提に立脚し、精神衛生法をより厳密に活用することによって精神障害者の治安政策の拡大を計ろうとするものだと批判した。また、違法行為をする精神障害者とそうでない精神障害者を分断することで、あたかも治安と福祉が両立するがごとく描かれている点も精神障害者を犯罪素因者と決めつける誤った前提に立っているとして批判した（全国「精神病」者集団 1981b）。また、全国「精神病」者集団は、精神科医や医療従事者、関係者らに対して日弁連要

綱案への抗議活動の協力を求めた。

同年9月16日、第2回刑法問題意見交換会が開催された。ここでは、今日の社会的状況・犯罪情勢と刑法改正の要否について議論された。同日中に9・16刑法意見交換会粉碎闘争実行委員会は、刑法問題意見交換会の粉碎をかかげて街宣、デモを実施した。同年9月18日の記者会見で奥野法務大臣は、刑法改正の来春国会上程を表明した。日弁連は、「精神医療の改善方策について(骨子)」(以下、「日弁連骨子」とする。)を同年10月19日付で公表した。日弁連骨子は、初犯防止や措置通院制度といった議論を呼んだ項目が削除されたものの、基本的に日弁連要綱案の内容が踏襲されたものであった(日本弁護士連合会1981b)。

全国「精神病」者集団は、1982年2月16日付で日弁連骨子の白紙撤回を求める「抗議文」を出した。抗議文には、日弁連骨子が措置入院、同意入院の維持、強化を主張しているものの、措置入院制度に示されている精神障害者観こそが保安処分と同じようなものであり、形を変えただけで保安処分を推進してしまっていること、治安政策のように機能している精神衛生法や精神病院の実態を深刻にとらえかえして精神衛生法そのものを否定していく視点を欠落させたまま、医療や医療行政の改善方策を主張していること、精神障害者の生活支援の不備を指摘しているにもかかわらず、根幹となるはずの住宅保障などの視点がなく、また、差別条項や欠格条項などを撤廃していく視点がなくことなどが論点として示された(全国「精神病」者集団1982a)。

5 刑法改正による保安処分議論の頓挫

刑法意見交換会粉碎闘争実行委員会は、同年11月4日に開催された第3回刑法問題意見交換会、同年12月26日に開催された第4回刑法問題意見交換会と刑法問題意見交換会が開催され

る都度、刑法意見交換会の粉碎をかかげて街宣、デモを続けていった。そのようななか、日弁連は同年12月5日に刑法「改正」にむけたパネルディスカッション(以下、「名古屋パネル」とする。)を開催することを決めた。ほどなくして全国「精神病」者集団は、名古屋パネルの粉碎をかかげて行動することを決めた。名古屋パネルの開催前日、全国「精神病」者集団は、全国から90人を集めて、名古屋弁護士会にて日弁連に対する日弁連要綱案及び骨子の白紙撤回を要求した。また、夕方には名古屋パネルの実力粉碎に向けた準備をおこなった。名古屋パネル当日、全国から約500人が集まって壇上占拠などの抗議行動がおこなわれた。名古屋パネルは開始から数分も待たずに主催者の判断で中止となった。名古屋パネル粉碎をうけて日弁連は同年1月23日に刑法「改正」阻止実行委員会の開催に際して警察に警備の要請をおこない、日弁連会館に金網のバリケードを築いた。

全国「精神病」者集団をはじめとする市民団体と日弁連との緊張が強まっていくなか、1981年12月26日に第4回刑法問題意見交換会が開催された。この意見交換会では、法務省から賛否の対立が著しく、動向を見守ることが相当と認められるものは原則として現行法のとおりとする「刑法改正作業の当面の方針」が提出された。保安処分の部分については、「保安処分制度(刑事局案)の骨子」を公表し、禁絶処分条項の削除を始めとする、いくつかの修正がおこなわれた。これによって、提言は治療処分のみとなった。対象となる罪種は放火、殺人、傷害、強姦、強制わいせつまたは強盗といった重大犯罪に限定し、収容する施設は刑事施設ではなく治療施設とされた。また、収容期間は1年とされ、裁判所が必要と認めれば更新可能であるとした。日本精神神経学会は、同日付で「刑法改正作業の当面の方針(法務省呈示)に対する態度表明について」という声明を発表し、「若干の新たな装

いをこらした点が目立つ」と評した上で「これによって保安処分の危険な本質は、いささかなりとも変わったわけではない」と批判をした（日本精神神経学会 1981b: 980-981）。

同年3月17日に第6回刑法問題意見交換会が開催された。このときに、日弁連から「意見書」と「犯罪と精神医療に関する委託調査結果（以下、「野田レポート」とする。）」が提出された。野田レポートの内容は、犯罪行為をおこなった精神障害者の行為前に予兆を示す叫びがあるとし、その叫びを精神科医が察知し、厳密な病状把握で医療的介入をおこなえば、犯罪を防ぐことが可能であるというものであった（野田 1982）。

同年3月18日、刑法改正・保安処分に反対する百人委員会は日比谷公会堂において1500名を集めて「刑法改正・保安処分新設阻止全国総決起集会」を開催した。3月27日、日弁連刑法「改正」阻止実行委員会は、法務省が1981年12月に作成した「刑法改正作業の当面の方針」に対して「当面の運動方針に関して」なる新方針を決定した。新方針では「現行刑法の現代用語化の積極的提案」として「対案」作りを方針化し、保安処分にに関して精神医療の改革を中心に刑法改正全体と切り離して扱うことが打ち出された。

全国「精神病」者集団は、同年4月6日に日本精神神経学会に宛てて『「保安処分——野田医師の調査書」をめぐる要求書』を出して、学会として野田レポートを許さないという確認見解を早急に打ち出すことを要求した（全国「精神病」者集団 1982b）。さらに全国「精神病」者集団は、同年4月8日付で野田レポートに対する「声明文」を公表した。「声明文」では、厳密な病状把握によって精神障害者の犯罪を防止できるという野田レポートの考え方が、医療を監視、治安の道具にしようとするものでしかないのだと批判した（全国「精神病」者集団 1982c）。全国「精神病」者集団の大野萌子は、野田レポートの精神障害者の犯罪に前兆があるとする部分が、保安処分

の争点とされてきた再犯予測を可能であると副次的に主張したことになると指摘した。そして、精神科医の手にかかれば犯罪を防止できるという考え方は、必然的に社会防衛的観点からなされる医療となり、結果として精神衛生法を中心とした今の保安処分体制が強化されるのだと批判した（救援連絡センター 1982: 7）。

同年4月16日、第7回刑法問題意見交換会が開催された。ここでは、日弁連が、法務省の「刑法改正作業の当面の方針」の原則の部分の評価しつつ例外の部分で批判し、「当面の運動方針に関して」を提出した。これによって法務省は刑法改正の合意が不可能と判断し、刑法改正案の通常国会上程も断念することとした。

6 治療処分法案の検討

国会の上程の断念を受けた法務省は、厚生省と連携して治安の枠組みではなく医療の枠組みで対応する方向性を強めていった。坂田道太法務大臣（当時）は、治療処分を検討するための私的懇談会として「治療処分を考える会」を設置し、これまで保安処分新設に賛成してきた精神科医の小田晋と福島章、刑法学者の植松正らを構成員に入れて1982年5月24日に第1回会合を開催した。全国「精神病」者集団は、同年6月3日付で「治療処分を考える会設置への抗議文」を出し、直接対象者となる精神障害者の意向を全く考えようともしていないとして批判した。同年6月12日、第8回刑法問題意見交換会が開催され、法務省の「治療処分新設案」をめぐる論議がおこなわれた。日弁連からは、法務省の「治療処分新設案」に対して批判的意見が出され、あくまで精神衛生法の改正によって精神医療を充実させるべきとした。

同年6月24日、精神障害者による他害行動の実態、精神医療の犯罪防止効果、治療処分の必要性と内容、保安施設・医療スタッフの確認、仮退所中の治療体制・裁判確定前の収容施設と

医療等について協議をすることを目的に法務省・厚生省関係局長連絡会議が設置された。法務省・厚生省関係局長連絡会議では、保安処分の次期国会会程にむけて、同年10月を目処に協議のとりまとめをおこなうこととされた。同年7月28日、坂田法務大臣によって治療処分を考える会の各委員に対して個別の意見聴取がおこなわれた。全国「精神病」者集団は、1982年6月30日付で「保安処分の立法化に向けた『関係局長会議』の設置を白紙に戻すよう要望する」という抗議文をだし、偏見と差別をもって予防拘禁的に隔離収容する制度の立法化を狙うものであるため、法務省・厚生省関係局長連絡会議の設置を白紙に戻すことを求めた（全国「精神病」者集団1982d）。

1983年2月16日に開催された第13回刑法問題意見交換会では、法務省による「保安処分制度骨子」の中間報告と日弁連の「現代用語化試案」についての議論がおこなわれた。このとき、法務省は改正刑法草案について、①保安処分の対象に「心身耗弱者」を含めること、②保安処分を言い渡された者を収容する精神病院を法務省独自で設置することの2点を提案した。同年6月18日に開催された第16回意見交換会では、日弁連からヨーロッパの保安処分実体調査の報告書が提出され議論がおこなわれた。報告書には、英国にある犯罪をおかした精神障害者を収容する特別精神医療施設の実態と解説のことが書き込まれていた（第二東京弁護士会刑法改正対策特別委員会・人権擁護委員会1982: 3）。その上で日弁連は、保安処分施設を法務省の所管とすることを批判した。

同年9月10日に開催された第17回意見交換会では、法務省、日弁連に加えて厚生省も参加し、ヨーロッパの保安処分施設の視察報告と、双方から出された問題点について議論がなされた。1983年11月2日に開催された第18回刑法問題意見交換会では、法務省から「治療処分執行法」

案が出された。11月13日、日弁連は法務省による刑法改正の次期通常国会会程に反対するためとして「現行刑法の現代用語化日弁連試案」を発表した（日本弁護士連合会刑法「改正」阻止実行委員会1983b）。こうした議論の最中、1984年3月14日に報徳会宇都宮病院で患者2名が不審死していたことが報道された（『朝日新聞』1984.3.14朝刊）。このスキャンダルにより、精神衛生業界内外からの厚生省に対する批判が集中し、国内外から精神衛生法の改正を求める声が集中した。1984年6月8日に開催された第23回意見交換会では、法務省が意見は出尽くしたとして休会をもち掛け、日弁連が同意したことで事実上の最後の意見交換会となった。これをもって治療処分の検討も一度途絶えることとなった。

Ⅲ 精神障害者の社会運動による 反保安処分の主張

本節では、〈される側〉である精神障害者の社会運動による反保安処分の主張を日弁連や日本精神神経学会に代表されるような精神障害者を治療や刑罰の客体と位置付ける〈する側〉の主張との相対化を通じて捉えていきたい。まず、法務省による刑法改正保安処分の立法趣旨は、犯罪をおかした精神障害者が心神喪失で無罪となり世に出て、再び犯罪行為を繰り返すことがあるというものである。このような場合、十分な論拠がなくとも機能障害の影響で犯罪を繰り返しているものと位置付けられることになるため、刑法改正保安処分新設が必要であると結論付けられることになる。なお、ここで法務省は、再犯防止を目的とした疾病治療の方法として、精神衛生法など他の方法よりも刑法改正が妥当であるという説明を十分にしているわけではない。

これに対して日弁連は、刑法改正による保安

処分新設が罪刑法定主義を破壊し、刑罰権が濫用されることで宗教や労働組合への弾圧が促進されるものと反論している。こうした罪刑法定主義の破壊による刑罰権の拡大は、国民生活全体に広く影響するものであり、国民的な議論が必要であるとしている。そして、法務省が国民的な議論をしていないことを理由に挙げて、改正刑法草案を国会に上程されるべきではないと主張したのである。すると、日弁連の主張は、ひとまず国民代表の出席と情報公開といった立法過程における手続きの問題に関心がむかうことになる。次に日弁連は、特定の精神障害者が犯罪行為を繰り返す原因を精神障害という機能障害にあるとし、刑法改正ではなく精神医療の充実こそが必要であるとして論旨を展開した。精神障害者の犯罪防止が必要という点は、法務省とも部分的に共通するのだが、そのための方法はあくまで刑法改正ではなく、精神医療の充実が妥当なのだとし、刑法改正には反対であると主張したのである。

その一方で日本精神神経学会は、当初、刑法改正保安処分に対して、医学では再犯の予見も治療による再犯防止も不可能であると精神医療の許容範囲外であることを挙げて反対していた。ここでは、法務省が前提とする精神医学の科学性なるものが事実ではないということを論点にしている。後に、これに加えて医療は患者の利益のために存在し、患者以外の大衆の利益に資すべきものではないという利益帰属の観点から医療の本旨を損なうため反対であるという主張が加わった。このことから刑法改正保安処分は、国家による精神医学の濫用であるとし、精神科医師は国の社会防衛政策によって精神科医療が歪められてしまうことに対して反対しなければならないと主張した。なお、この場合の社会防衛とは、患者以外の者の利益を目的とした患者への介入のことを指している。

そして、全国「精神病」者集団は、精神障害

という機能障害を他害や犯罪の原因と見立てること自体に反対する主張をした。全国「精神病」者集団は、誰しもが精神障害者や犯罪加害者になり得るのにもかかわらず、自分は無関係なのだとは他者化していく考え方と、精神障害者とラベリングされた者を特別に危険視する考え方をあわせて差別意識とよんだ。差別意識は、保安処分を推し進めていく考え方であると同時に、保安処分や精神衛生法の強制入院によって増長されていくものでもであるとしている。このことから全国「精神病」者集団は、結論として差別をなくすことを掲げ、その一環として保安処分反対を主張したことがわかる。

全国「精神病」者集団の主張は、①法制度が影響を与える対象範囲、②解決方策の設定の仕方、③獲得目標の性格の3点で日弁連や日本精神神経学会と決定的に異なる主張をしている。1つ目の法制度が影響を与える対象範囲は、日弁連と日本精神神経学会の場合、対象範囲について犯罪をおかした精神障害者に限定している。これに対して全国「精神病」者集団は、犯罪をおかしていないのに他害のおそれだけで強制入院させられる精神障害者や未来において精神障害者になる可能性を有する一般市民にまで対象範囲を広げて主張している。

2つ目の解決方策の設定の仕方は、日弁連と日本精神神経学会の場合、犯罪をおかした精神障害者に対してどのような社会復帰が可能であるか、という問いを共有している。日弁連は精神医療の充実であり、日本精神神経学会は医療従事者だけで解決すべき問題ではないとしている。なお、この場合の犯罪をおかした精神障害者の社会復帰という問題の立て方は、機能障害、あるいは機能障害と環境因子の相互作用が犯罪の原因であるという見立てによるものである。このような認識は、結果として犯罪を起こさないための精神障害者個人への介入を正当化する作用をもつ。これに対して全国「精神病」者

集団は、機能障害と他害や犯罪を別の問題と位置付けているため、犯罪をおかした精神障害者という問題の立て方自体を否定し、それへの解決方策にも応じない構えを貫いている。

3つ目の獲得目標の性格は、いずれも最終的な提言が保安処分反対で共通しているものの、目指していたものには違いがあった。日弁連の主張は、罪刑法定主義の破壊を論拠としている。日本精神神経学会の主張は、患者のための医療を社会防衛に使うことが医療の本旨を損なうことを論拠としている。これら2つは、保安処分が阻止されれば達成される獲得目標である。そのため、日弁連と日本精神神経学会の提言は、あくまで法制度という位相に向けられたものである。それに対して全国「精神病」者集団は、差別をなくすことを獲得目標としている。全国「精神病」者集団の保安処分反対の論拠は、保安処分が差別を促進する制度という点にあるが、この獲得目標の場合、保安処分新設が阻止されるだけでは達成されないで前者と異なる性格であることがわかる。そのため、全国「精神病」者集団の提言は、法制度にとどまらず人間の意識の位相にまで及んでいくのである。

日弁連と日本精神神経学会の主張は、精神障害者の犯罪の原因を機能障害に求める枠組みであり、犯罪を減少させることを前提にしているため、つまるところ精神障害者の犯罪をどうするのか、という問題に帰結することになる。こうした主張は、精神障害者を客体ととらえる〈する側〉の視角に拘束されているからこそのものである。また、日弁連と日本精神神経学会の獲得目標は、保安処分新設の阻止によって達成されるため、精神障害者の犯罪の問題は保安処分新設とは別の問題として残されることになる。全国「精神病」者集団は、機能障害に原因を求める前提を引き受けず、こうした問題の立て方を沈黙によって否定した。そして、保安処分対象者のさらなる範囲縮小や精神衛生法による対

応の議論に組みしなかった。このことは全国「精神病」者集団の獲得目標が差別をなくすことであることと大いに関係している。保安処分新設反対運動の歴史は、何らかの政策を回避し、対象者を縮小し、それでもなお精神障害者の犯罪の問題だけが残されたというものである。仮に刑法改正保安処分が阻止され対象者からはずれたとしても、今度は精神衛生法の枠内で引き続き対象者とされることになる。こうした枠組みは、さらなる少数派を作り出していくものである。さらなる少数派を作り出していく枠組みを否定するためには、機能障害を有することと犯罪の加害者になることは別であるという前提を立て、人間の意識にまで及んだ提言を展開することが必要になったのである。

以上から精神障害者の社会運動による保安処分反対の主張は、〈される側〉の視角に立脚したものであり、精神衛生法の強制入院や一般市民を対象者の範囲としたこと、機能障害と他害や犯罪を別の問題と位置付けた上で、犯罪をおかす精神障害者という問題の立て方自体を否定したこと、法制度の阻止だけではなく人間の意識を問題にしたことに特徴づけられるように、差別をなくすことを意図したものであったことが明らかになった。

Ⅳ まとめ

記述の結果、精神障害者の社会運動は、保安処分を自分たちに向けられた差別の問題と捉えており、あらゆる人々が同様の差別をうけないために反対してきたことが明らかになった。以上から当事者不在の歴史によって不可視にされてきた精神障害者の社会運動の主張を明らかにすることができた。

文献

- 第二東京弁護士会刑法改正対策特別委員会・人権擁護委員会（1982）岐路に立つヨーロッパの保安処分——欧州人権裁判所判決と英国の保安処分施設の実態。第二東京弁護士会。
- 法務省刑事局（1974）刑法改正をどう考えるか——法制審議会の改正刑法草案とこれに対する批判をめぐって。法務省刑事局。
- 岩樹精一（1975）精神医療の変革と運動論。精神医療第1期，4（4），55-59。
- 喜多加実代（1994）保安処分をめぐる言説と“精神障害犯罪者”。年報社会学論集，7，143-154。
- 桐原尚之・白田幸治・長谷川唯（2013）「精神病」者運動家の個人史1巻。立命館大学生存学研究センター。
- 救援連絡センター（1982）保安処分・監獄法を貫くねらいと対決するために——5・29刑法集会報告集。刑法改悪・保安処分「新設」阻止！意見交換会粉碎！6・12闘争実行委員会。
- 長瀬修（1999）障害学に向けて。石川准・長瀬修（編）障害学への招待——社会，文化，ディスアビリティ。明石書店，11-39。
- 日本弁護士連合会（1974）刑法全面「改正」に関する声明。
- （1981a）精神医療の抜本的改善について（要綱案）。日本弁護士連合会。
- （1981b）精神医療の改善方策について（骨子）。日本弁護士連合会。
- （1982a）精神医療の改善方策について（意見書）。日本弁護士連合会。
- （1982b）「治療処分（刑事局案）骨子」に対する意見——日弁連の批判意見。自由と正義，34（2），163-172。
- （1982c）刑法「改正」問題に関する決議。日本弁護士連合会。
- 日本弁護士連合会刑法「改正」阻止実行委員会（1978）刑法全面「改正」作業に国民の批判を——法務省主催・「刑法改正について意見を聴く会」の状況と問題点。日本弁護士連合会。
- （1982a）当面の運動方針に関して。自由と正義，34（2），162。
- （1983a）「治療処分に関する二つの検討結果について」の意見——日弁連の批判意見。自由と正義，35（3），47-66。
- （1983b）現行刑法の現代用語化・日弁連試案。自由と正義，35（3），67-126。
- 日本精神神経学会（1974）保安処分についての理事長談話。精神神経学雑誌，76（6），453。
- （1980）学会だより。精神神経学雑誌，82（11），747-749。
- （1981a）学会だより。精神神経学雑誌，83（4），257-261。
- （1981b）学会だより。精神神経学雑誌，83（12），971-982。
- （1983）学会だより。精神神経学雑誌，85（12），985-996。
- 日本精神神経学会理事会・保安処分に反対する委員会（1975）「保安処分制度新設に反対する意見書（その2）」。『精神神経学雑誌』，77（9），688-690。
- 野田正彰（1982）クライシス・コール——精神病者の事件は突発するか。毎日新聞社。
- 山田顕一（1974）立ち上がる患者達。友の会（編）。鉄格子の中から——精神医療はこれでいいのか。海潮社，8-13。
- 全国「精神病」者集団（1977）赤堀さんを殺して私達に明日はない——11・13第3回「精神障害者」全国総決起集会。全国「精神病」者集団。
- （1980）全国「精神病」者集団ニュース1980年9月号。全国「精神病」者集団。
- （1981a）絆 特集——保安処分新設阻止。7，全国「精神病」者集団。
- （1981b）精神医療の抜本的改善について（要綱案）に関する声明。全国「精神病」者集団。
- （1981c）保安処分新設阻止に向けて——「精神障害者」の立場から。全国「精神病」者集団。
- （1981d）声明文。全国「精神病」者集団。
- （1981e）抗議文。全国「精神病」者集団。
- （1982a）抗議文。全国「精神病」者集団。
- （1982b）「保安処分——野田医師の調査書」をめぐる要求書。全国「精神病」者集団。
- （1982c）声明文。全国「精神病」者集団。
- （1982d）保安処分の立法化に向けた「関係局長会議」の設置を白紙に戻すよう要望する。全国「精神病」者集団。
- 全国「精神病」者集団事務局（1981）抗議要望書。全国「精神病」者集団事務局。

（受稿日：2020. 12. 1）

（受理日〔査読実施後〕：2022. 2. 17）

Original Article

Claims against Security Measures by Social Movements of People with Psychosocial Disabilities

KIRIHARA Naoyuki

(Kinugasa Research Organization, Ritsumeikan University)

The Legislative Council of the Ministry of Justice introduced an amendment to the Penal Code that established security measures in May 1974. Taking this as opportunity, mass movements against the security measures were staged by lawyers, psychiatrists, people with psychosocial disabilities, labour unions, and citizens. Subsequently, targets of the security measures were gradually reduced, and finally, only security measures to prevent recidivism among people with mental disorders who had caused a crime were adopted. From a certain time, discussions on security measures got to focus on matters of crimes by people with psychosocial disabilities. However, systematic studies on the discussions have been put off, and reasons why people with psychosocial disabilities protested against the security measures have not been explained. Consequently, current descriptions of this history do not include people concerned. Therefore, this study aims to disclose claims of the social movements of people with psychosocial disabilities against the security measures, through historical descriptions of process to establish the security measures by revising the Penal Code and the movements against the establishment. Primary historical source of the description are administrative documents, and statements, opinions and newsletters of related organizations. This study analyses discourses on claims of the social movements of people with psychosocial disabilities. As a result of the description, it is revealed that social movements of people with psychosocial disabilities protested against security measures because they were discriminative measures. As above, this study disclosed the claims of social movements of people with psychosocial disabilities which have been invisibilized by the previous historical descriptions without people concerned.

Key Words : security measures, draft on revision of the Penal Code, discrimination, disability studies, claim-making activities

RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.44, 65-78, 2022.
